

インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザの出席停止期間は、学校保健安全法により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」と定められております。

これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過するまで」の両方を満たす期間が**出席停止期間**となります。

ただし、「病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときはこの限りでない」ともされておりますので、必ず**主治医の指示**に従っていただくようにお願いします。

出席停止期間の数え方

発症した日の翌日を1日目と数えます。(ただし発症日も欠席や早退をしていれば、出席停止として取り扱います。)

例えば、水曜日に発症した場合は、木、金、土、日、月曜日までが出席停止期間となり、(土曜日以前に解熱していれば)火曜日から出校可能です。(前述のように、主治医の判断によりこの限りではありません。)

また、「インフルエンザの発症日」は病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状(38度以上の発熱等)が始まった日であり、「解熱」とは平熱に戻った時点とされています。

なお、病院を受診する際には、主治医に出席停止の期間を御確認いただき、その期間を必ず守るようお願いいたします。

インフルエンザ出席停止期間早見表

※病状によりこの限りではありませんので、必ず主治医の指示に従ってください。

		発症日	発 症 後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。